

令和7年度「いじめ・不登校・発達障害等相談」実施要項

1 目的

長崎県教育センター（以下「教育センター」という。）は、不登校や発達障害等、特別な配慮を必要とする子どもについて、相談者の必要に応じた教育相談を実施し、子どもの学習や生活を支援する。

2 相談内容

- (1) いじめ・不登校に関すること
- (2) 発達障害に関すること
- (3) その他、子どもの学習や生活に関すること

3 対象者

国・公・私立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に在籍する乳幼児、児童生徒

4 相談者

対象者及びその保護者・教職員

5 相談形態

(1) 来所型相談

対象乳幼児、児童生徒の生活や学習の様子を聞き取り、支援について具体的に助言する。

相談場所	教育センター
相談員	教育センター所員、又は公認心理師等
実施時間	10:00～16:00の時間内で60～90分程度
その他	・保護者が直接依頼することも可能。 ・必要に応じて、教育センターが相談依頼校（園）や関係市町教育委員会に情報共有をする。

(2) 学校訪問型相談

対象乳幼児、児童生徒の生活や学習の様子を観察し、支援について具体的に助言する。

相談場所	相談依頼校（園）
相談員	教育センター所員
実施時間	授業参観、情報共有等を含めて半日程度
実施後	・公立幼・小・中・義務教育学校の場合は、教育センターが関係市町教育委員会に情報共有をする。 ・相談依頼校（園）は、「利用報告書」（様式3）を教育センターに提出する。

(3) 関係機関と連携した訪問支援

相談者のニーズに応じて、対応機関が対象乳幼児、児童生徒の生活や学習の様子を観察し、支援について具体的に助言する。

相談場所	相談依頼校(園)
対応機関	・教育センター ・長崎大学 子どもの心の医療・教育センター ・長崎大学 教育学部 教育支援事業 のいずれか
実施時間	授業参観、情報共有等を含めて半日程度
実施後	・教育センターが公立幼・小・中・義務教育学校に対応した場合は、関係市町教育委員会に情報共有をする。 ・相談依頼校(園)は、「利用報告書」(様式3)を教育センターに提出する。

(4) 相談形態の決定について

- ・相談形態や対応機関は、相談内容や状況に応じて教育センターが判断する。
- ・来所が可能な地域は来所型相談を原則とするが、相談内容や状況に応じて学校訪問型相談、又は関係機関と連携した訪問支援を実施する。

6 申込期間

随時

- ・しま地区5市町(対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町)が依頼校(園)での実施を希望する場合は、11月末までに申し込む。
- ・来所相談及び電話相談(オンライン相談を含む)は、すべての地区で随時申込み可能。

7 申込方法

(1) 電話で教育センターに相談を依頼する。TEL 0957-53-1130(特別支援教育研修班)

※学校(園)が依頼する場合、対象者の個人情報やプライバシーを保護するため、保護者の了承が必要。了承が得られない場合は、個人が特定できない形で相談を実施する。

(2) 来所型相談に決定した場合は、申込書の提出は不要。

学校訪問型相談、又は関係機関と連携した訪問支援に決定した場合は、申込書等を提出する。

※各様式は、[長崎県庁Webサイト教育センターWebページ](#)からダウンロードできる。

①教育センター又は長崎大学教育学部教育支援事業が対応する場合

「申込票(学校用・保護者用)」(様式1、2)を教育センターに親展郵送する。

※公立幼・小・中・義務教育学校は、関係市町教育委員会を通して提出する。

②長崎大学子どもの心の医療・教育センターが対応する場合

長崎大学子どもの心の医療・教育センターに「訪問派遣申請書」を提出する。

※学校訪問型相談、及び関係機関と連携した訪問支援の実施は、原則として1事例につき年度1回とする。(同一校の別事例は可。)